

上尾市農業委員会告示第 13 号

上尾市農業委員会事務専決規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

上尾市農業委員会会長      市 村 英 一

上尾市農業委員会事務専決規程の一部を改正する告示

上尾市農業委員会事務専決規程（昭和 57 年上尾市農業委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号」を「第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 1 項第 7 号」を「第 5 条第 1 項第 6 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。